

印鑑登録証明書の交付申請について

1 印鑑登録証明書の交付申請について

令和7年1月15日に開始するコンビニ交付開始にあわせ、多機能端末機（マルチコピー機）の操作による申請及び交付を可能にするとともに、窓口申請・交付の条件を整理しようとするもの。

●現行

申請・交付	必要なもの
窓口	登録者又は代理人による印鑑登録証の提示
専用端末機 (自動交付機)	印鑑登録証及び暗証番号の入力



●令和7年1月15日～

申請・交付	必要なもの
窓口	登録者又は代理人による印鑑登録証の提示 又は <u>写真付本人確認書類の提示（登録者のみ）</u>
専用端末機 (自動交付機)	印鑑登録証及び暗証番号の入力
<u>多機能端末機 (コンビニマルチコピー機)</u>	<u>利用者用電子証明書のあるマイナンバーカード又はスマートフォン及び暗証番号入力</u>

2 スケジュール

- 令和6年12月 12月定例会議条例改正提案
- 令和7年1月15日 コンビニ交付開始

3 施行日

コンビニ交付がスタートする令和7年1月15日から適用するものとする。